

第3回世田谷区農業委員会総会

日：令和5年10月31日（火）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第3回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和5年10月31日（火）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、高橋光正、清水希悦、高橋哲也、荻部嘉也、井出孝行、細井誠一、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田鏡一、植松智、森安一、本橋延隆、高橋拓司、矢藤茂、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について 【該当なし】
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
5. 協議事項
 - (1) 令和5年12月の総会日程(案)について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「みかん狩り」「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」
「花栽培農家で寄せ植えづくり」「大根の引っこ抜き」「冬野菜の収穫」の開催に
ついて
 - (2) 都内農産物等の放射能検査について
 - (3) 東京アグリマネジメントスクール セミナーの開催について
 - (4) 農地管理推進月間を終えて
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻少し前ではありますが、皆様おそろいですので、ただいまより第3回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第3号議案の資料がNo.1、No.2、No.3となります。協議事項の資料といたしましてはNo.4、報告事項の資料はNo.5、No.6となっております。また、当日配付資料といたしまして、東京アグリマネジメントスクールの「食と農セミナー」と女性農業者セミナー「家族で対策！農地の相続セミナー」のチラシ、世田谷全図、各委員宛ての封筒をお配りしております。封筒の中身は、令和5年度農業リーダー研修会の開催通知となっております。資料の不足はありませんでしょうか。

なお、事務局より次第について1点訂正をさせていただきます。次第下部の11月の総会開催予定について、区役所第2庁舎5階第2委員会室で開催予定と記載がございますが、正しくは区役所第2庁舎5階第5委員会室でございます。委員会室が第2か第5かという差ですね。訂正をしていただくとともに、お間違いのないようお願いいたします。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は全員に出席をしていただいておりますので、総会が成立していることを報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、井出孝行委員、細井誠一委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

今月は第1号議案、第2号議案については案件がありませんので、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

初めに、相続税納税猶予に関する適格者証明願について、2件を審議いたします。

1件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、相続税納税猶予に関する適格者証明願について説明いたします。相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものでございます。

それではまず、お手元の資料No.1-1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する

適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上です。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をよろしくお願いたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 それでは、ご意見等がございましたらお願いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

それでは、2件目を事務から説明をお願いたします。

○事務局 お手元の資料No.1-2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上です。

○宍戸会長 この件について調査されました後藤宏委員、調査結果の報告をよろしくお願いたします。

○後藤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。よろしくお願いたします。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行させていただきます。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議を終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件について審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました長島丈委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○長島委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明お願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

○高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

それでは、第3号議案の資料3の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から、特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議ということで説明をさせていただきたいと思っております。

特定農地貸付法は、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民に短期間貸し付けることができるよう農地法の特例を定めた法律で、平成元年に成立しております。

今回は、世田谷区内の農地を目黒区が借り受けている2件について、貸借の継続についての申請となります。

それでは、改めまして資料No.3をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請内容について説明)

説明は以上となります。

○宍戸会長 この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

○羽田委員 意見じゃなくて質問なんですけれども、この対象面積と対象の土地について説明をお願いします。

○事務局 対象面積は750㎡と……。

○羽田委員 要するに、規定について教えて下さい。

○事務局 目黒区が開設する区民農園の規定ということでございますか。

○羽田委員 要するに、法律が規定をしている面積について説明して下さいということです。

○事務局 上限はあるんですが、下限はないので、上限は確認して、後でお答えします。

○羽田委員 結構です。

○宍戸会長 今のご質問については、分かりましたら説明をお願いいたします。

ほかになれば採決させていただきます。

この件について賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和5年12月の総会日程案についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4、令和5年12月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会の開催日時につきましては、11月27日月曜日午後3時から、会場は今回と同じく区役所第2庁舎第5委員会室での開催が決定しております。

令和5年12月の開催日時につきましては、12月27日水曜日午後3時から、会場は同じく区役所第2庁舎第5委員会室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 それでは、総会日程案について、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、案のとおりに決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、報告事項の(1)から(4)について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.5をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「みかん狩り」、「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」、「花栽培農家で寄せ植えづくり」、「大根の引っこ抜き」、「冬野菜の収穫」の開催についてでございます。周知方法につきましては、11月1日または11月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No.6、都内産農産物等の放射能検査について報告いたします。こちらは、令和5年9月28日と10月5日、10月19日付の検査結果でございます。世田谷産の農産物は対象になっておりませんが、いずれの農産物も異常は認められませんでした。

次に、当日配付資料の東京アグリマネジメントスクール「食と農セミナー」の開催についてをご覧ください。12月6日水曜日午後1時30分から、立川市のホテルエミシア東京立川において、宇都宮大学名誉教授、小笠原勝先生の講演会が行われます。また、もう1枚のご案内は、11月13日に同会場において行われる女性農業者セミナー「家族で対策！農地の相続セミナー」のお知らせです。ご興味のある営農者の方はご参加をお願いできればと思います。

続きまして、(4)の農地管理推進月間を終えてについてとなります。

9月から10月にかけて農業委員の皆様に行っていただきました農地パトロールにつきましては、大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございました。皆様が農地パトロールでお気づきになられた点や情報共有が必要だと思われる事項がございましたら、ご報告をいただければと思います。

それでは、恐れ入ります、ここからの進行は宍戸会長にお願いできればと思います。

○宍戸会長 皆様、農地パトロール、本当にお疲れさまでした。それでは、農地パトロールの感想や農地の状況、気がついた点等を席順に、高橋光正委員から矢藤茂委員まで、順

番に一言ずつ述べていただきたいと思います。質問等は、全員から報告をいただいた後に一括して頂戴いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、時間の都合上、1人2、三分程度でお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

(高橋光正委員から矢藤茂委員まで順番に報告)

○宍戸会長 それでは、農地パトロールを行って、全員で共有した方がよい事項等がありましたら、挙手をお願いいたします。

○本橋委員 1件言い忘れたんですけれども、雑草が生えている畑があったので、所有者に聞いてみたら、東京都の自然農法の認可を受けている畑だというふうに説明されて、そういう制度があるということでしょうか。

○事務局 その制度自体が何を指すのかがはっきりしないんですけれども、自然農法的なことの推奨している部分もございますので、制度は確認をさせていただいて、また改めて制度のありなし、該当する制度についてはお話をさせていただきたいと思います。

○本橋委員 本人は認可を受けているのでという説明を受けられたので……。

○事務局 また後程、農家さんの情報をいただいて、確認をさせていただきます。何らかのきっと許認可というか、いろいろな制度がありますので、すみません、全ては把握していませんので、恐縮でございます。

○高橋(哲)委員 さっきお話しさせてもらったんですが、皆さんの共通の事項としてもう1回、生産緑地の看板は生産緑地の土地にあった方がいいのか、なくてもいいのかというのを共有したいんですけれども。

○事務局 生緑の看板ですけれども、ぜひつけていただきたいと思います。古くなっているものもたくさん、私どももパトロールに行ってみるんですが、なるべく、予算もあるので全てが全てという訳にもいかないんですが、お申し出いただいたものは交換をしたり、全くついていなければ、申し出ていただければつけさせていただくような形になります。

○高橋(哲)委員 分かりました。

○宍戸会長 ほかに。

では、今回、農地パトロールを終えて、農地調査について1点、私から提案をさせていただきます。

これまで、証明書を発行する際に、肥培管理が十分に行き届いていない等、改善を要する農地については、現地調査において指導していただき、改善を約束いただいた上で証明

書を発行するという対応を取っております。その後は管轄の委員の皆様にも適宜確認をいただいているところでございます。その対応につきまして、今後は、事後の確認状況についても総会で報告をいただき、確認を行いたいと考えております。

具体的には、肥培管理に課題のある農地については、改善について期限を定めていただき、管轄の委員には適宜確認をしていただき、期限までに改善された場合、総会で報告を行う。また、状況が改善しない場合には、再度委員から指導をしていただく、もしくは事務局と同行して指導を行い、その経過を総会で報告していく形を取りたいと思います。

また、今、税務署の方で、かなり納税猶予を受けている土地などを見回っております。指摘もこのところ少し出ておりますので、肥培管理の良くない農地については、なるべく皆様方のお力添えをいただいて、また、農協も原状回復のためにいろいろと考えてやっていますので、最終的にはそういうお力添えをいただいて原状回復に向かう。また、こうしないと色々な問題が出てくることで、それを理解していただくということが重要だと思いますので、私からの意見なんですけど、もしご意見がありましたらお願いいたします。

○真鍋委員 農業委員会が前期とその前で今8年目に確かなるんですけども、生産緑地の中でも、生産緑地と相続税納税猶予を受けた生産緑地、あと、それぞれの畑には宅地化農地もある訳ですよ。宅地化農地だけが区民農園になっていたのが、円滑化法ができて、生産緑地も相続税納税猶予を受けた生産緑地も区民農園にできるようになった。

一方で、生産緑地は、売店を作ってもいいですよ、農業に必要なものは施設を作っているですよ。でも、相続税納税猶予を受けた生産緑地はそれはいけないんじゃないかという解釈もあれば、一方で、貸借円滑化法で貸したところで合格になったところもある。

というふうに、非常に色々な制度が変わってきて、分かりにくくなって、この農業委員会の中でもいろいろと講師の方をお呼びして、農業会議所の方からも来てもらって、この相続税納税猶予を受けた生産緑地と納税猶予を受けていない生産緑地とどう違うのかという部分の整理をしようとか、一覧表を作ってこれは途中のままで、この間、3年が切れた。

私も今やりながら、今までは駄目だったけれども今はいいんじゃないかなというような思いがある中で、まず、この農業委員会として、できるだけ一つの方向とかルールというのはきちっと持っていた方がいいなと思うんですね。それがなければ、皆さんがそれぞれの担当地区の方々にお話しするときにも、やっぱり自信を持って話ができないと思うんですよ。何かやる場合には税務当局に当たるとか、その前にJAに相談するとか、農業委員会と相談するとかというものをちゃんと作っておかなければならない。

だから、今要注意しておくべきことは、各地区を回っている農業委員さんが、特に生産緑地を受けているところの方が肥培管理に課題があるならば、これは国税がぼんと来て遡って相続税を取るよと言われてたらもうアウトになってしまうというところで、一番危険な部分だと思うんですね。だから、そういう危険の度合いと、それから、相続税納税猶予をもらって、生産緑地になって固定資産税は減免されているけれども、これはいろんな指導によって整理をすれば生産緑地はこれからも生き残っていくよという部分もあるしというのを今まで感じながらきたんです。

世田谷区役所としても、大体、担当者が2年か3年か、下手すると1年で変わってしまうので、この大きくルールが変わったり変化がある中で、ちゃんと引き継いでもらいながら、せっかく数年前から今まで議論をやってきていろんな勉強会をやってきたことを蓄積して行って、今、この世田谷区農業委員会としてはここまでは整理を行いましたといったものをぜひともこの今の期の農業委員のメンバーでも共有したいし、より説得力ある資料に作り上げていくべきだと思うんですよ。

そういうものを胸に、基にして、それで今、会長が言われた方が一がないように、重大なポイントから絞り込みながら、全員でその情報を共有してやって行ってほしいので、まずは今、会長から言っていたちよっと課題があるんじゃないかという農地は、ただそれをまた翌年の農地パトロールまで持って行ってしまわないで、やっぱりそれはチェックをずっとして行って、報告を受けたらそういう問題も解決できるので、ぜひともやってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋（光）委員 私の管轄のところにも、上祖師谷27軒、祖師谷が20軒あり、物件でいうと対象が80件になるんですね。その中で前任者と共に回ってみると、肥培管理が良くない畑もあり、今後どういうふうにしてご指導というかいい方に持っていったらいいのかということを世田谷区のご指導を受けながら、それでやっていきたいと思います。

○宍戸会長 大変いいご意見をいただきました。初めて回られた方は多少厳しくは見ていない部分はありますけれども、ただ、この農業委員会がどうこうというんじゃなくて、やっぱり農地を持っている方がそれなりの考えを持ってもらわないと、いつまでたっても同じことの繰り返しになりますので、そういうところを十分理解していただくように私たちも考えていかなくはないんじゃないかなというのは、私の考えでございます。

ほかにもし意見があったらお伝えしていただいて、またいろんな問題が出てくると思う

んですけれども、それはもう事務局の方から皆さんにご報告させていただいて、農地を持っていらっしゃる方がなるべく本当にそのまま農地を維持できることが私たち農業委員会の務めでもあるし、そうしていただくようにご説明することも仕事でございますので、今後ともよろしく願いいたします。

○事務局 先程の会長のお話ではないですが、やはり我々も農地を守っていききたいというところもございますが、一方では、そうした納税猶予であるとかそういった制度もございますので、その均衡を図りながら適正に管理ができればと思っておりますので、1点ここでお願いをさせていただきました。

以上でございます。

○宍戸会長 それでは、次第の6の報告事項はこれで終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、次第6の報告事項はこれで終了とさせていただきます。

次第7のその他について、何かございますでしょうか。

○事務局 それでは、当日配付資料の1件についてご説明、ご案内をさせていただきたいと思えます。

当日配付資料の内、各委員様宛てに封筒を置かせていただきました。中身につきましては、令和5年度農業リーダー研修会の開催通知一式となっております。世田谷区内農協協議会より開催のご案内が各委員様宛てにございましたので、詳細につきましては通知をご確認いただきまして、出欠確認書にて出欠の回答をお願いいたします。

私からは以上で、先程の羽田委員のお問合せの件です。

○事務局 羽田委員のお問合せの特定農地貸付法の面積要件についてなんですけれども、特定農地貸付けの要件としては、10a未満であること、1000㎡未満であることというところなんです。そのほかに、営利を目的としない、5年以内の貸付け、相当数の定型的貸付けということで、今回、区民農園がそれに当たるというところなんです。目黒区の区民農園の状況なんですけれども、1区画が8㎡となっております。

以上がお答えでよろしいですかね。そのような条件でした。失礼しました。

○羽田委員 分かりました。

○事務局 以上でございます。

○宍戸会長 以上でよろしいですか。以上で次第7のその他も終了させていただきます。

ほかにならないようであれば、以上で予定案件は全て終了いたしましたので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野職務代理にお願い申し上げます。

○浦野会長職務代理者 (職務代理挨拶)

この議事録は、令和5年10月31日(火)開催の第3回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男